

デジタル庁の設置に伴う各種規則及び告示の制定並びに整備にかかる意見募集の結果について

令和3年9月1日

デジタル庁 戦略・組織 G

標記について、令和3年7月13日から同年8月11日まで御意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見と、御意見に対する考え方を取りまとめましたので、次のとおり報告いたします。

※なお、他に本意見募集とは直接関係のない御意見（15件）がございました。

また、この意見募集に係る規則（案）及び告示（案）のうち、デジタル庁が所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（仮称）案及びデジタル庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（仮称）案については、公募後の検討の結果、現時点では制定を要しないことから、制定しないことといたしましたので、お知らせいたします。これにより、公布することとした規則・告示は別紙のとおりです。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後ともデジタル社会の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	個人	デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（仮称）案について、適切にセキュリティが保護されるよう、行政機関等へのその義務付けを行うために、「行政機関等は適切にセキュリティのための措置を講じなければならない」の様な内容を加えられたい。	デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（仮称）案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）において、手続等のオンライン化の範囲、方法等を主務省令に委任していることを受けて、デジタル庁が所管する法令に係る手続等のオンライン化の範囲、方法等を規定するために制定するものです。いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。

○提出意見数：1件

## 別紙

- ・ デジタル庁組織規則（デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）及びデジタル庁組織令（令和3年政令第192号））
- ・ デジタル庁聴聞手続規則（行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節）
- ・ デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項及び第4項から第6項まで、第7条第1項、第4項及び第5項、第8条第1項並びに第9条第1項及び第3項）
- ・ 関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号））
- ・ デジタル庁の主管又は所管に係る一般会計及び特別会計の歳入について証券をもって納付し得る種目を定めるデジタル庁令（歳入納付ニ使用スル証券ニ関スル件（大正5年勅令第256号）第5条）
- ・ デジタル庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関するデジタル庁令（物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和22年法律第229号）第5条第1項）
- ・ 内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関するデジタル庁令（公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条から第9条まで）
- ・ デジタル庁所管補助金等交付規則（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条、第7条第1項及び第14条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第3条、第13条及び第14条第1項）
- ・ デジタル庁の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定するデジタル庁令（不動産登記令（平成16年政令第379号）第7条第2項並びに船舶登記令（平成17年政令第11号）第13条第2項及び第27条第2項）
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条の二及び第二十六条の三の規定に基づく申請書等の提出における電磁的記録及び電磁的方法に関する告示（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第26条の2及び第26条の3）
- ・ 公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定める件（公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第13条）
- ・ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第13条第3項第2号）
- ・ デジタル庁の保有する個人情報の保護に係る権限又は事務を委任する件（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第46条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第26条第1項）
- ・ デジタル庁の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務を委任する件（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第17条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第15条第1項）
- ・ デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の規定に基づき電子情報処理組織による手続等を定める告示（デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技

術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和3年デジタル庁令第3号）第3条、第4条第1項及び第2項第3号、第8条並びに第9条第3項）

※括弧内は根拠法令条項